

国設宮島沼鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定 に関する国民からの意見の募集について

概要： 環境省では、新規に国設宮島沼鳥獣保護区を設定すること及び特別保護地区を指定することについて、広くこれに関する意見を募集する。

今回の鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定は、全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な地域となっている宮島沼において、鳥類の生息環境の保全を図ろうとするものである。

本文：

1 意見書提出手続き

(1) 問い合わせ先

- ・環境省自然環境局野生生物課計画係
東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-5521-8283
- ・環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所苫小牧支所
北海道苫小牧市字植苗156-26
電話：0144-58-2271
- ・環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所
北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎
電話：011-272-1631

(2) 資料入手方法等

国設宮島沼鳥獣保護区の設定計画書(案)及び特別保護地区指定計画書(案)並びにこれらの区域図は、(1)の問い合わせ先において閲覧することができる。

環境省自然環境局野生生物課では、資料を配布する。

(郵送希望の場合はA4版の書類の入る140円分の切手を貼った返信用封筒を「〒100-8975 千代田区霞ヶ関1-2-2 環境省自然環境局野生生物課計画係」あてに「宮島沼資料希望」と明記の上お送りください。)

なお、各計画書(案)については、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp>)に掲載する。

(3) 意見募集期間

平成14年8月2日(金)から8月30日(金)まで

(4) 意見提出方法

意見様式による文書により、郵送、FAX（03-3581-7090）又は電子メール（shizen_yasei@env.go.jp）

（５）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課計画係（担当：曾我部、石橋）

２ 設定及び指定計画の概要

（１）国設宮島沼鳥獣保護区

ア 所在地

北海道美唄市字大富所在財務省及び国土交通省所管の国有地（宮島沼）の区域（総面積 41ha）

イ 存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

ウ 主な対象鳥獣

マガン、ヒシクイ、コハクチョウをはじめとするガンカモ類及びコチドリ、ツルシギ、オオジシギ等のシギ・チドリ類

（２）国設宮島沼鳥獣保護区特別保護地区

ア 所在地

北海道美唄市字大富所在財務省及び国土交通省所管の国有地（宮島沼）の区域（総面積 41ha）

イ 存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

ウ 主な対象鳥獣

マガン、ヒシクイ、コハクチョウをはじめとするガンカモ類及びコチドリ、ツルシギ、オオジシギ等のシギ・チドリ類

３ 主なスケジュール

平成 14 年 7 月 11 日（木）

公聴会開催済

平成 14 年 9 月中旬

中央環境審議会への諮問

平成 14 年 9 月下旬

官報告示

連絡先： 環境省自然環境局野生生物課

担 当： 曾我部、石橋（6465）